

令和 8 年 6 月 2 5 日

令和 8 年度第 3 回美浦村定例教育委員会議案

美浦村教育委員会

日 時 令和 8 年 6 月 2 5 日 (木)
午前 9 時 3 0 分
場 所 美浦村役場 3 階 大会議室

日 程

- 1 開会
- 2 付議事項
議案第 1 号 美浦村学校用務手等の自家用車業務連絡等使用に関する要綱
の一部を改正する要綱
議案第 2 号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者
負担等に関する規則の一部を改正する規則
- 3 その他
- 4 閉会

議案第 1 号

美浦村学校用務手等の自家用車業務連絡等使用に関する要綱の一部を改正する要綱

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村学校用務手等の自家用車業務連絡等使用に関する要綱の一部を改正する要綱

美浦村学校用務手等の自家用車業務連絡等使用に関する要綱（令和 5 年美浦村教育委員会訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例（令和 6 年美浦村条例第 2 2 号）に規定する美浦小学校給食調理場（以下「給食調理場」という。）の栄養士」を削り、「用務手等」を「用務手」に改める。

第 2 条中「用務手等」を「用務手」に改める。

第 3 条第 1 項中「用務手等」を「用務手」に改め、同項第 1 号中「又は給食調理場」を削る。

第 4 条及び第 5 条中「用務手等」を「用務手」に改める。

第 6 条中「又は所長（以下「所属長」という。）」を削る。

第 8 条中「又は所属長」を削る。

様式第 1 号中「又は給食調理場」を削る。

様式第 2 号中「又は給食調理場」を削り、「学校長又は所長」を「学校長」に改める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、令和 8 年 4 月 1 日から適用する。

議案第 1 号 美浦村学校用務手等の自家用車業務連絡等使用に関する要綱新旧対照表

現行	改正後（案）
（趣旨） 第 1 条 この要綱は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する者であつて、美浦村立学校設置条例（昭和 4 7 年美浦村条例第 1 1 号）に規定する村立小中学校の用務手及び美浦村立美浦小学校給食調理場設置条例（令和 6 年美浦村条例第 2 2 号）に規定する美浦小学校給食調理場（以下「給食調理場」という。）の栄養士（以下「用務手等」という。）の自家用車を業務連絡等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）自家用車 <u>用務手等</u>又は生計を一にする親族が所有し、かつ、通常通勤のため使用している道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。 （2）運転職員 自家用車を運転して旅行する<u>用務手等</u>をいう。 （自家用車の使用許可） 第 3 条 教育長は、次の事項にかかる公務遂行上必要があると認める場合、<u>用務手等</u>が自家用車を使用することを許可するものとする。	（趣旨） 第 1 条 この要綱は、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する者であつて、美浦村立学校設置条例（昭和 4 7 年美浦村条例第 1 1 号）に規定する村立小中学校の用務手_____ _____ （以下「<u>用務手</u>」という。）の自家用車を業務連絡等に使用することについて必要な事項を定めるものとする。 （定義） 第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 （1）自家用車 <u>用務手</u>又は生計を一にする親族が所有し、かつ、通常通勤のため使用している道路運送車両法（昭和 2 6 年法律第 1 8 5 号）第 2 条第 2 項に規定する自動車をいう。 （2）運転職員 自家用車を運転して旅行する<u>用務手</u>をいう。 （自家用車の使用許可） 第 3 条 教育長は、次の事項にかかる公務遂行上必要があると認める場合、<u>用務手</u>が自家用車を使用することを許可するものとする。

現行	改正後（案）
(1) 美浦村教育委員会事務局と学校又は給食調理場間の業務連絡等（原則として1日1往復に限る。）として行う場合 (2) （略） 2 （略） （許可の基準） 第4条 教育長は、<u>用務手等</u>及びその自家用車が次の各号の要件を全て備えているときに限り、自家用車の公務使用を許可するものとする。 (1)～(6) （略） （自家用車の使用申請） 第5条 <u>用務手等</u>は、自家用車を業務連絡等に使用する場合、自家用車借上申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。 （自家用車使用簿） 第6条 学校長又は所長（以下「所属長」という。）は、自家用車の使用状況を明らかにするため、自家用車使用簿（様式第2号）を備えるものとする。 （事故が生じた場合の措置） 第8条 運転職員は、旅行中に自家用車に関係のある交通事故が発生した場合には直ちに旅行を中止し、法令に定められた措置を講ずるとともに、学校長又は所属長に連絡してその指示を受けなければならない。	(1) 美浦村教育委員会事務局と学校_____間の業務連絡等（原則として1日1往復に限る。）として行う場合 (2) （略） 2 （略） （許可の基準） 第4条 教育長は、<u>用務手</u>及びその自家用車が次の各号の要件を全て備えているときに限り、自家用車の公務使用を許可するものとする。 (1)～(6) （略） （自家用車の使用申請） 第5条 <u>用務手</u>は、自家用車を業務連絡等に使用する場合、自家用車借上申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。 （自家用車使用簿） 第6条 学校長_____は、自家用車の使用状況を明らかにするため、自家用車使用簿（様式第2号）を備えるものとする。 （事故が生じた場合の措置） 第8条 運転職員は、旅行中に自家用車に関係のある交通事故が発生した場合には直ちに旅行を中止し、法令に定められた措置を講ずるとともに、学校長_____に連絡してその指示を受けなければならない。

現行	改正後（案）
様式第 1 号 （略） 私は、学校又は給食調理場・教育委員会事務局の業務連絡・その他（ 年 月 日から 年 月 日までの間使用いたしたく申請します。 （略）	様式第 1 号 （略） 私は、学校_____・教育委員会事務局の業務連絡・その他（ 年 月 日から 年 月 日までの間使用いたしたく申請します。 （略）
様式第 2 号 （略） 使用内容： 学校又は給食調理場・教育委員会事務局間の業務連絡等 日 その他（ ） 日 上記のとおり業務連絡等で使用したことを証明します。 年 月 日 学校長又は所長 （略）	様式第 2 号 （略） 使用内容： 学校_____・教育委員会事務局間の業務連絡等 日 その他（ ） 日 上記のとおり業務連絡等で使用したことを証明します。 年 月 日 学校長_____ （略）

議案第 2 号

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 2 5 日提出

美浦村教育委員会教育長 小 松 正 樹

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則の一部を改正する規則

美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則（令和元年美浦村教育委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

様式第 3 号を次のように改める。

年 月 日

様

美浦村長

時間外保育料納入通知書

____月分の時間外保育利用により、時間外保育料が発生しておりますので、下記納付書にて保育所までお支払ください。

問 合 せ 先
美浦村教育委員会
子育て支援課
Tel 029-885-0340



時間外保育料納入通知書

第 号	
年度	
一般会計	
款：分担金及び負担金 項：負担金	
目：民生費負担金 節：児童福祉費負担金	
円	
納入内容	
納入期限	
納入場所	保育所

上記のとおり納入してください。
年 月 日

美浦村長

時間外保育料領収書

第 号	
年度	
一般会計	
款：分担金及び負担金 項：負担金	
目：民生費負担金 節：児童福祉費負担金	
円	
納入内容	
納入期限	
納入場所	保育所

上記のとおり領収いたしました。
年 月 日

美浦村会計管理者

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

議案第2号 美浦村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担等に関する規則新旧対照表

現 行	改正後（案）
様式第3号（第7条関係） 年 月 日 様 美浦村長 時間外保育料納入通知書 月分の時間外保育利用により、時間外保育料が発生しておりますので、 下記納付書にて<u>役場会計課</u>までお支払いください__ (略) 目：民生__負担金 節：児童福祉費負担金 目：民生__負担金 節：児童福祉費負担金 (略) 納入場所 役場会計課 納入場所 役場会計課 上記の<u>通り</u>納入してください。 年 月 __ 美 浦 村 長 上記の<u>通り</u>領収いたしました。 年 月 日 美浦村会計管理者 <tr><td>様式第3号（第7条関係） 年 月 日 様 美浦村長 時間外保育料納入通知書 月分の時間外保育利用により、時間外保育料が発生しておりますので、 下記納付書にて____<u>保育所</u>までお支払いください。__ (略) 目：民生<u>費</u>負担金 節：児童福祉費負担金 目：民生<u>費</u>負担金 節：児童福祉費負担金 (略) 納入場所 ____保育所 納入場所 ____保育所 上記の<u>とおり</u>納入してください。 年 月 旦 上記の<u>とおり</u>領収いたしました。 年 月 日 美浦村長 美浦村会計管理者 </td></tr>	様式第3号（第7条関係） 年 月 日 様 美浦村長 時間外保育料納入通知書 月分の時間外保育利用により、時間外保育料が発生しておりますので、 下記納付書にて____<u>保育所</u>までお支払いください。__ (略) 目：民生<u>費</u>負担金 節：児童福祉費負担金 目：民生<u>費</u>負担金 節：児童福祉費負担金 (略) 納入場所 ____保育所 納入場所 ____保育所 上記の<u>とおり</u>納入してください。 年 月 旦 上記の<u>とおり</u>領収いたしました。 年 月 日 美浦村長 美浦村会計管理者
様式第3号（第7条関係） 年 月 日 様 美浦村長 時間外保育料納入通知書 月分の時間外保育利用により、時間外保育料が発生しておりますので、 下記納付書にて____<u>保育所</u>までお支払いください。__ (略) 目：民生<u>費</u>負担金 節：児童福祉費負担金 目：民生<u>費</u>負担金 節：児童福祉費負担金 (略) 納入場所 ____保育所 納入場所 ____保育所 上記の<u>とおり</u>納入してください。 年 月 旦 上記の<u>とおり</u>領収いたしました。 年 月 日 美浦村長 美浦村会計管理者	